

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第65号

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年岩手県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者、児童等に係る社会福祉施設等の耐震改修及び消火設備の整備を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者、児童等に係る社会福祉施設等の耐震改修及び消火設備の整備並びに地域における福祉サービスの充実及びコミュニティの活性化に資する施設の整備を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。